

東京大学医学部附属病院における医師主導治験の実施に関する規程ガイドンス

令和6年1月16日制定

令和6年3月5日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号。以下「GCP省令」という。）第36条第1項に基づき、東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において実施する医師主導治験（以下「治験」という。）の準備、実施及び管理における適正な取扱いに関する必要な手順を定める。

- 1 この規程は本院において実施する治験に適用し、準備及び管理のみを行う治験においては、GCP省令及び各実施医療機関の標準業務手順書にしたがうものとする。
- 2 「治験責任医師」以外のこの規程及びこのガイドンスにおける用語の定義はGCP省令と同様とする。

第2章 治験の実施体制

(治験責任医師の要件)

第2条 治験責任医師（自ら治験を実施するために治験の準備・管理を行い、本院における実施に責任を負う医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本院の診療に従事する医師又は歯科医師であって、次のいずれかに該当する者であること
 - ア 本院又は国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）大学院医学系研究科・医学部に所属する常勤の教員（特任教員を含む。）である者（届出診療員を除く。）
 - イ 届出診療員のうち本学に所属する常勤の教員（特任教員を含む。）であって病院長が特に認めた者
- (2) この規程を含む治験に関する規制、治験実施計画書及び治験薬概要書の内容並びに治験使用薬の適切な使用方法に精通していること
- (3) 合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間有していること

- 1 第1号における教員とは、教授、准教授、講師及び助教の他、称号としての職名である卓越教授、病院教授、特任講師（病院）を指す。ただし、卓越教授については、雇用上（特定有期雇用教職員等）の職名である場合は、教員には含まない。
- 2 第1号における特任教員とは、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教を指す。ただし、特定短時間勤務有期雇用教職員の場合は、特任教員には含まない。

(治験分担医師の要件)

第3条 治験分担医師は、本院の診療に従事する医師又は歯科医師（臨床研修医を除く。）である者とする。

(治験協力者の要件)

第4条 治験協力者は、本学の教職員、派遣職員若しくは大学院生又は本学との契約により業務を委託された者とする。ただし、医療国家資格、臨床心理士又は日本臨床薬理学会が認定する臨床研究コーディネーター（C R C）のいずれかの資格を有しない者は、データ入力や検体処理等の被験者との直接の接触（治験の説明や同意取得を含む。）を伴わない業務のみを行う。

(教育・研修)

第5条 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験を適正に行うことができる十分な教育及び訓練を受けなければならない。

- 1 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験の実施に関わる教育及び訓練として、「臨床研究に携わる研究者等の教育・研修手順書」に従い、医学系研究科・医学部研究倫理セミナー及び臨床研究学習管理システム（略称：C R E D I T S）臨床研究者標準化シラバス準拠コースを下表のとおり受講すること。
- 2 本学の教職員、派遣職員又は大学院生が治験を支援する場合は、治験の準備若しくは管理に関わる教育及び訓練として、「臨床研究に携わる研究者等の教育・研修手順書」に従い、医学系研究科・医学部 研究倫理セミナー及びC R E D I T S 臨床研究者標準化シラバス準拠コースを下表のとおり受講すること。なお、治験を支援する者としては、治験実施計画書に記載された治験調整事務局担当者、モニタリング担当者、データマネジメント担当者、統計解析担当者、安全性情報担当者等が該当する。

研究者等の受講必須項目表

○印:毎年1回(新規/更新)受講

役割	医学系研究科・ 医学部 研究倫理セミナー	CREDITS (臨床研究者標準化シラバス準拠コース)		講習会等
		倫理・行動規範 コース	臨床研究実施 コース	
		1章～3章	4章～12章	
治験責任医師		○	○	○
治験分担医師				
治験を支援する者 ※				
治験協力者	臨床研究コーディネーター	○	○	適宜
	上記以外	○	-	
開催頻度	毎月	いつでも受講可		年間数回開催

※ 本学の教職員、派遣職員又は大学院生であり、かつ、治験実施計画書に治験調整事務局、モニタリング、データマネジメント、統計解析、安全性情報等の業務に従事することが記載された者が含まれる。尚、治験実施計画書に記載されていない者が治験に従事する場合は、当該者も同じ内容の教育研修を受講すること。その場合においては、治験実施計画書に記載された各業務の担当者がその受講状況を確認し、保証すること。

(利益相反管理)

第6条 治験責任医師は、被験者又は被験者となるべき者への対応を開始する前までに、利益相反の管理について東京大学大学院医学系研究科・医学部及び医学部附属病院利益相反アドバイザリー機関による承認を受けなければならない。

- 1 治験責任医師及び治験分担医師は、当該治験の成果から生ずる利益を報酬等として得る可能性がある場合は、それが治験を適正に実施するに支障のない範囲であることを証する資料（利益相反に関する資料）を、治験の申請時に提出しなければならない。
- 2 治験責任医師及び治験分担医師は、「東京大学大学院医学系研究科・医学部及び医学部附属病院における利益相反ガイドライン」に則り、申請時に「臨床研究にかかる利益相反自己申告書」を東京大学大学院医学部・医学系研究科 利益相反アドバイザリー機関に提出する。同機関より当該申告書に基づき助言又は指導があった場合はそれに従うものとする。また必要な場合は説明文書・同意文書において、治験薬提供者との関係を告知する。

(治験審査委員会)

第7条 病院長は治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、東京大学医学部附属病院治験審査委員会内規に定めるところにより、東京大学医学部附属病院治験審査委員会を置く。

(治験事務局の業務)

- 第8条 治験事務局は、病院長の指示により、次に掲げる業務を行う。
- (1) 治験の契約にかかる手続き
 - (2) 治験責任医師から病院長に提出された治験審査委員会の審査の対象となる文書及びその他の通知又は報告の当該治験審査委員会への提出
 - (3) 治験審査委員会の意見に基づく病院長の指示、決定に関する通知文書の作成、及び治験責任医師への伝達
 - (4) 記録（データを含む。）の保存
 - (5) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

- 1 第2号の業務には以下が含まれる。

- (1) 治験審査委員会が審査の対象とする審査資料の治験責任医師からの受付（モニター又は監査担当者の氏名が記載された文書の受付を含む）
 - (2) 治験審査委員会への治験審査依頼書の作成
 - (3) 治験終了（中止・中断）報告書の受領並びに治験審査委員会への通知
- 2 第5号の業務には以下が含まれる。
- (1) 治験責任医師に対する治験申請手続きの説明
 - (2) 事前のヒアリングの開催準備及び運営
 - (3) 治験責任医師より提出された治験分担医師及び治験協力者とその業務の一覧表（治験分担医師・治験協力者リスト）、治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者ごとの要件並びに教育研修受講状況の確認
 - (4) この規程の見直し案の作成、及びその他の手順書の策定

第3章 治験の準備

（治験責任医師の責務）

第9条 治験責任医師は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の準備、実施及び管理にかかる業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保し、治験の実施体制を整備しなければならない。

- 1 治験責任医師は、本院における治験の適正かつ安全な実施のために、計画・実施・報告のすべてにおいて責任を負わなければならない。
- 2 「治験の実施の準備及び管理にかかる業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者」とは、治験に関する医学的な問題について適切な助言を行う医学の専門家、並びに治験実施計画書、治験薬概要書等の作成・改訂、データの取扱い、統計解析の実施、総括報告書の作成等、治験の全過程を通じて活用されるべき実施医療機関内部及び外部の専門家（例：生物統計学者、臨床薬理学者）を含むものである。

（治験調整医師及び治験調整委員会）

第10条 治験責任医師は、複数の実施医療機関において実施する治験の細目について調整する業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合は、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。

- 1 治験の細目について調整する業務には、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する治験の計画の届出、GCP省令第26条の6第2項及び第48条の第3項に規定する他の実施医療機関の治験責任医師への副作用情報の通知に関する業務、医薬品医療機器等法施行規則第273条に規定する厚生労働大臣への副作用等報告の業務、及びモニタリング、監査、治験使用薬の管理方法及び記録の保存等について、各実施医療機関の間で治験の品質においてばらつきが生じないよう調整する業務及びこれらの業務の委託業務を含むこと。
- 2 治験調整医師は、当該治験の分野において十分な経験を有し、多施設間の調整を適切に行いうる者でなければならない。治験調整医師は、治験責任医師の中から選定されることが考えられるが、必ずしも治験責任医師に限らない。
- 3 複数の実施医療機関において実施する治験実施計画書は、各医療機関の長が承認したものでなければならない。

(効果安全性評価委員会の設置)

- 第11条 治験責任医師は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。
- 2 効果安全性評価委員会を設置する場合は、治験責任医師は、前項に規定する効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせなければならない。
 - 3 治験責任医師は、前項に規定する審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。

〈第1項〉

- 1 効果安全性評価委員会は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議するための委員会であり、治験の進行、安全性データ及び重要な有効性エンドポイントを適切な間隔で評価するものである。
- 2 治験責任医師、治験分担医師、治験調整医師、治験審査委員会の委員、治験薬提供者及び実施医療機関の長は効果安全性評価委員会の委員になることはできない。

(業務手順書の整備)

- 第12条 治験責任医師は、治験の準備及び管理にかかる業務に関する次に掲げる手順書を作成しなければならない。
- (1) 治験実施計画書作成・改訂に関する手順書
 - (2) 治験薬概要書の作成・改訂に関する手順書
 - (3) 健康被害の補償に関する手順書
 - (4) 治験使用薬の管理に関する手順書
 - (5) 多施設共同治験における治験調整医師又は治験調整委員会への業務の委嘱に関する手順書
 - (6) 効果安全性評価委員会審議の手順書
 - (7) 安全性情報の取扱いに関する手順書
 - (8) モニタリングに関する手順書
 - (9) 監査に関する手順書
 - (10) 総括報告書作成に関する手順書
 - (11) 記録の保存に関する手順書
 - (12) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要とされる手順書
- 2 治験責任医師は、治験の全ての過程において品質マネジメントのためのシステムを履行し、被験者保護及び治験結果の信頼性確保に不可欠な活動に重点的に取り組むものとする。

<第2項>

- 1 品質マネジメントには、治験の実施並びにデータの作成、記録及び報告が、GCP省令及び治験実施計画書を遵守して行われることを保証するために、手順書に基づく品質保証及び品質管理のほか、以下のものが含まれる。
- ・効率的な治験実施計画書のデザイン
 - ・データ収集及び処理に関するツール及び手順
 - ・意思決定に不可欠な情報の収集
- 治験の品質保証及び品質管理のために使用する方法は、治験固有のリスク及び収集する情報の重要性に対して釣り合いのとれたものとすべきである。また、治験責任医師は、実施した品質マネジメントについて総括報告書に記載すること。
- 2 治験責任医師は、治験にかかる検体等の検査機関（実施医療機関の検査室等を含む。）において、検査が適切に実施されて治験にかかるデータが信頼できることを保証するため、当該検査機関における精度管理等を保証する記録等を確認すること。なお、確認すべき検査の範囲や具体的な確認方法は、各検査データの当該治験における位置づけ（主要評価項目であるかどうか等）を考慮すること。

(毒性試験等の非臨床試験の実施又は試験成績の入手)

第13条 治験責任医師は、被験薬の品質、毒性及び薬理作用に関する試験その他治験を実施するために必要な試験を終了していることを確認しなければならない。

1 治験薬提供者がこれらの試験を既に実施している場合は、治験責任医師は、治験薬提供者と協議の上、治験実施時点における科学的水準に照らし適正な資料及び情報を入手する。入手にあたっては、治験責任医師は必要に応じ、必要な資料又は情報の提供が受けられるよう、治験薬提供者と契約を締結する。

(治験実施計画書の作成)

- 第14条 治験責任医師は、次に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。
- (1) 治験責任医師の氏名及び住所
 - (2) 治験の実施の準備及び管理にかかる業務の一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該委託にかかる業務の範囲
 - (3) 実施医療機関の名称及び所在地
 - (4) 治験の目的
 - (5) 治験使用薬の概要
 - (6) 治験薬提供者の氏名及び住所
 - (7) 治験の方法
 - (8) 被験者の選定に関する事項
 - (9) 原資料の閲覧に関する事項
 - (10) 記録(データを含む。)の保存に関する事項
 - (11) GCP省令第26条の4の規定により治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名
 - (12) GCP省令第26条の4の規定により治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名
 - (13) GCP省令第26条の5に規定する効果安全性評価委員会(データモニタリング委員会)を設置したときは、その旨
 - (14) 作成及び改訂の日付
- 2 同意を得ることが困難と予測される者に対して薬物動態試験等の非治療的治験を実施する場合は、次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。
- (1) 同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならることの説明
 - (2) 被験者への予測される不利益が最小限のものであることの説明
- 3 被験者となるべき者又はその代諾者から事前に同意を得ることが困難である緊急状況下における救命的な治験を実施する場合は、次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。
- (1) 生命の危険を回避するため緊急に使用される医薬品として承認申請を予定していることの説明
 - (2) 他の治療法では十分な効果が期待できることの説明
 - (3) 被験薬の使用により生命の危険を回避できる可能性が十分にあることの説明
 - (4) 効果安全性評価委員会が設置されている旨
 - (5) 治験の開始後、速やかに被験者となるべき者又はその代諾者に対して説明を行い、文書により同意を得ること
 - (6) 治験責任医師はこの経過と結果を治験審査委員会に報告すること
- 4 治験責任医師は、治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験実施計画書を改訂しなければならない。

〈第1項〉 〈第2項〉 〈第3項〉 〈第4項〉

- 1 治験責任医師は、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。治験実施計画書が改訂される場合も同様とする。
- 2 症例報告書の見本を作成する場合は、上記1の規定を準用する。ただし、レイアウト（電子情報処理組織の利用による症例報告書にあっては、その仕様）の変更を行う場合を除いて差し支えない。

(治験薬概要書の作成)

第15条 医薬品の治験における治験責任医師は、被験薬の品質、毒性及び薬理作用に関する試験その他治験を実施するために必要な試験により得られた資料並びに被験薬の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験薬概要書を作成しなければならない。

- (1) 被験薬の化学名又は識別記号
 - (2) 品質、毒性、薬理作用、薬物動態、その他の被験薬に関する事項
 - (3) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項
- 2 医療機器の治験における治験責任医師は、被験機器の品質、安全性及び性能に関する試験その他治験を実施するために必要な試験により得られた資料並びに被験機器の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験機器概要書を作成しなければならない。
 - (1) 被験機器の原材料名又は識別記号
 - (2) 被験機器の構造及び原理に関する概要
 - (3) 品質、安全性、性能その他の被験機器に関する事項
 - (4) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項
 - 3 再生医療等製品の治験における治験責任医師は、被験製品の品質、安全性、効能、効果及び性能に関する試験その他治験を実施するために必要な試験により得られた資料並びに被験製品の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験製品概要書を作成しなければならない。
 - (1) 被験製品の構成細胞、導入遺伝子又は識別記号
 - (2) 品質、安全性、効能、効果又は性能その他の被験製品に関する事項
 - (3) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項
 - 4 治験責任医師は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を行ったために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験薬概要書を改訂しなければならない。

(説明文書の作成)

第16条 治験責任医師は、治験の新規申請をする前に、被験者からの治験の参加に関する同意を得るために用いる説明文書を作成しなければならない。

2 説明文書には、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 当該治験が試験を目的とするものである旨
- (2) 治験の目的
- (3) 治験責任医師の氏名及び連絡先
- (4) 治験の方法
- (5) 予測される治験薬による被験者的心身の健康に対する利益（当該利益が見込まれない場合はその旨）及び予測される被験者に対する不利益
- (6) 他の治療方法に関する事項
- (7) 治験に参加する期間
- (8) 治験の参加をいつでも取りやめることができる旨
- (9) 治験に参加しないこと又は参加を取りやめることにより被験者が不利益な取扱いを受けない旨
- (10) 医療機器及び再生医療等製品の治験においては、治験の参加を取りやめる場合の治験機器又は治験製品の取扱いに関する事項
- (11) 被験者の秘密が保全されることを条件に、モニター、監査担当者及び治験審査委員会が原資料を閲覧できる旨
- (12) 被験者にかかる秘密が保全される旨
- (13) 健康被害が発生した場合における実施医療機関の連絡先
- (14) 健康被害が発生した場合に必要な治療が行われる旨
- (15) 健康被害の補償に関する事項
- (16) 当該治験の適否等について調査審議を行う治験審査委員会の種類、各治験審査委員会において調査審議を行う事項その他当該治験にかかる治験審査委員会に関する事項
- (17) 被験者が負担する治験の費用があるときは、当該費用に関する事項
- (18) 治験に参加する予定の被験者数
- (19) 治験への参加の継続について被験者又はその代諾者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には速やかに被験者又はその代諾者に伝えること
- (20) 治験への参加を中止させる場合の条件又は理由
- (21) 被験者に金銭等が支払われる場合にはその内容（支払額算定の決め等）
- (22) 被験者が守るべき事項
- (23) 利益相反に関する告知（該当する場合）

〈第1項〉

- 1 説明文書・同意文書に綴じ込む同意文書は、医師保存用及び被験者控の複写式を推奨する。ただし、eConsent システムを用いる場合はその限りではない。

〈第2項〉

- 1 第4号には、ランダム割付が行われる場合は各処置に割り付けられる確率を含むこと。
- 2 第6号には、他の治療方法の有無及びその治療方法に関して予測される重要な利益及び危険性を含むこと。
- 3 第11号には、同意文書に被験者又はその代諾者が署名することによって閲覧を認めたことになることを含むこと。
- 4 第12号には、治験により得られたデータが説明文書にて説明された目的以外に使用されることがないことを含むこと。
- 5 第13号には、被験者が治験及び被験者の権利に関してさらに情報が欲しい場合も含むこと。
- 6 第16号における「治験審査委員会の種類」とは、治験審査委員会及び専門治験審査委員会の別を指す。
- 7 第16号における「各治験審査委員会において調査審議を行う事項」とは、GCP省令により各治験審査委員会が病院長から意見を聽かれる事項を指すものであり、当該事項については各治験審査委員会が倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から治験の実施又は継続についての調査審議を行い、病院長に意見を述べる旨を被験者に分かりやすく記載する。
- 8 第16号における「その他当該治験にかかる治験審査委員会に関する事項」には、各治験審査委員会の設置者の名称及び所在地、当該設置者にかかる閲覧可能な情報等を含むこと。
- 9 第16号には、治験審査委員会の手順書等を確認することができる旨及びその掲載ホームページのアドレス、また、治験審査委員会の手順書等を確認したい場合には申し出でほしい旨の記載を含むこと。

(治験の準備及び管理の業務の委託)

第17条 治験責任医師は、治験の実施の準備及び管理にかかる業務の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により当該受託者との契約を締結しなければならない。

- (1) 当該委託にかかる業務の範囲
- (2) 当該委託にかかる業務の手順に関する事項
- (3) 前号の手順に基づき当該委託にかかる業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを確認することができる旨
- (4) 当該受託者に対する指示に関する事項
- (5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを確認することができる旨
- (6) 当該受託者が治験責任医師に対して行う報告に関する事項
- (7) 当該委託にかかる業務にかかる健康被害の補償措置に関する事項
- (8) その他当該委託にかかる業務について必要な事項

(健康被害に対する補償措置)

第18条 治験責任医師は、被験者に生じた健康被害(受託者の業務により生じたものを含む。)の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

- 1 本院の責に帰すべきものを除いて、治験責任医師が補償及び賠償の責務を負う。
- 2 当院にて健康被害の治療を行った場合は、健康被害の治療に要する費用のうち被験者負担分を治験責任医師が補償することを原則とする。

(治験実施の申請)

第19条 治験責任医師は、次に掲げる文書を病院長に提出し、治験の実施を申請しなければならない。

- (1) 治験実施計画書
- (2) 治験薬概要書及び治験使用薬（被験薬を除く。）にかかる科学的知見を記載した文書
- (3) 症例報告書の見本
- (4) 説明文書
- (5) モニタリングに関する手順書
- (6) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- (7) 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書
- (8) 治験使用薬の管理に関する事項を記載した文書
- (9) GCP省令の規定により治験責任医師及び本院に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書
- (10) 治験の費用に関する事項を記載した文書
- (11) 被験者の健康被害の補償に関する事項を記載した文書
- (12) 本院が治験責任医師の求めに応じて原資料等の治験に関する記録を閲覧に供する旨を記載した文書
- (13) 本院がGCP省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合は、治験責任医師は治験を中止することができる旨を記載した文書
- (14) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
- (15) 被験者の募集の手順に関する資料
- (16) 治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他治験を適正に行うために重要な情報を記載した文書
- (17) 治験責任医師となるべき者の履歴書
- (18) その他治験審査委員会が必要と認める資料

- 1 治験責任医師は、治験の実施申請に先立ち、本院における実施可能性の検討及びリスクマネジメントを行うために治験事務局による事前のヒアリングに協力しなければならない。
- 2 治験責任医師はヒアリングへの出席を希望する関連部署を検討し、治験事務局へ連絡する。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師はヒアリングに出席し、治験の概要説明及び臨床研究推進センターが作成した質疑応答用のヒアリングシート及び当日出席する関連部署（薬

剤部、放射線部、看護部等)からの質疑に回答し、後日回答を記載したヒアリングシートを病院長へ提出する。病院長はヒアリングシートを保存する。

- 4 同じ治験薬の継続投与治験や治験対象を変えた同内容の治験等の場合、ヒアリングの開催を省略して回答を記載したヒアリングシートのみ作成することも可能である。ヒアリング開催の必要性については治験責任医師が判断する。開催不要と判断した場合、治験事務局はその判断理由にかかる記録を保存する。
- 5 病院長は治験審査委員会の求めに応じて、治験の概要にかかる資料としてヒアリングシートを当該治験審査委員会へ提供する。
- 6 第3号の症例報告書の見本については、治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものと解してよい。
- 7 第4号の説明文書については、説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書として取り扱うため、説明文書と同意文書をあわせて提出する。
- 8 第6号の治験の費用の負担について説明した文書については、被験者への支払いがある場合に提出する。
- 9 第8号の被験者の募集の手順に関する資料については、募集する場合に提出する。

(治験審査委員会への調査審議依頼)

第20条 病院長は、治験審査依頼書を前条に規定する資料とともに東京大学医学部附属病院治験審査委員会又はその他の治験審査委員会に提出し、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせなければならない。

- 2 病院長は、前項の委員会について、治験ごとに適切な治験審査委員会を選択する。
- 3 病院長は、治験の実施の可否の判断の前提となる特定の専門的事項について他の治験審査委員会（以下「専門治験審査委員会」という。）の意見を聴くことが必要であると判断した場合には、治験審査委員会の承諾を得て、専門治験審査委員会の意見を聴くことができる。
- 4 病院長は、東京大学医学部附属病院治験審査委員会以外の治験審査委員会（専門治験審査委員会を含む。以下この条において同じ。）を選択する場合は、当該治験審査委員会について、次に掲げる最新の資料を確認し、適格性を判断する。
 - (1) 治験審査委員会標準業務手順書
 - (2) 治験審査委員会委員名簿
 - (3) その他必要な事項
- 5 病院長は、本学以外の機関に設置された治験審査委員会に調査審議を依頼する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結する。
 - (1) 当該契約を締結した年月日
 - (2) 当該医療機関及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
 - (3) 当該契約にかかる業務の手順に関する事項
 - (4) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限
 - (5) 被験者の秘密の保全に関する事項
 - (6) その他必要な事項

〈第3項〉

- 1 専門治験審査委員会の意見を聴く場合の運用は別途定める。

〈第4項〉

- 1 当該治験審査委員会が調査審議を行う範囲についても確認し、適格性を判断する。

(治験の実施の承認等)

- 第21条 病院長は、治験審査委員会の意見に基づき、治験に対する承認又は不承認その他の決定を行い、治験責任医師に対し書面で通知する。
- 2 病院長は、治験審査委員会が治験を行うことが適当でない旨の意見を述べたときは、治験の依頼を受け、又は治験の実施を承認してはならない。
 - 3 病院長は、治験審査委員会が治験を行うことが適当である旨の意見を述べた場合であっても不承認とすることができます。
 - 4 病院長は、治験審査委員会から修正を条件に治験の実施を承認する旨の意見を述べた場合は、修正を行ったことを確認されなければ、承認することができない。

〈第1項〉

- 1 病院長は、当該治験に対する承認又は不承認、その他の決定について、治験責任医師に対し治験審査結果通知書にて通知する。
- 2 承認結果を得た治験審査結果通知書を以って、病院長が治験責任医師の提出した資料に基づき治験の実施を承認した文書とする。
- 3 病院長は、治験審査委員会から採決を保留する旨の報告を受けた場合には、当該治験を承認する前に、治験責任医師に指示事項に対する回答書及び当該関連資料を提出させ、治験審査委員会の意見を求める。

〈第4項〉

- 1 病院長は、治験審査委員会から修正を条件に治験の実施を承認する旨の報告を受けた場合には、治験責任医師に治験実施計画書等修正報告書及び当該関連資料を提出させる。病院長は治験事務局による修正内容の確認の後、当該修正が承認の条件とした事項を満たしていることを確認したことを治験責任医師に通知する。治験責任医師は、確認の通知を受ける前に、治験を実施してはならない。確認の結果は、治験審査委員会に報告する。

(治験実施の業務の委託)

第22条 病院長は、治験の実施にかかる業務の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結する。ただし、治験調整医師が包括的に当該業者と契約を締結した場合は、治験責任医師から治験調整医師への業務の委嘱をもって必要な契約がなされているものとみなす。

- (1) 当該委託にかかる業務の範囲
- (2) 当該委託にかかる業務の手順に関する事項
- (3) 前号に規定する手順に基づき当該委託にかかる業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを病院長の指定する者又は治験責任医師が確認することができる旨
- (4) 当該受託者に対する指示に関する事項
- (5) 前号に規定する指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを病院長の指定する者又は治験責任医師が確認することができる旨
- (6) 当該受託者が病院長又は治験責任医師に対して行う報告に関する事項
- (7) 受託者の業務により生じた、治験にかかる被験者に生じた健康被害の補償に関する事項
- (8) その他当該委託にかかる業務について必要な事項

- 1 病院長は、治験の実施にかかる業務の一部を委託する場合には、事務部長に当該業務を受託する者との契約を締結させる。
- 2 第2号には委託した業務を本院にて担当する者の適格性の確認を含む。
- 3 第8号には秘密の保全に関する事項を含むものとする。

(治験計画の届出)

第23条 治験責任医師は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第80条の2第2項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第269条及び関連通知に従い、その計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 2 治験責任医師は、医薬品医療機器等法施行規則第270条の規定により前項の届出にかかる事項を変更したときは、その内容及び理由等を厚生労働大臣に届け出なければならない。

〈第1項〉

- 1 治験責任医師は、治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示・決定が文書で通知され、さらに治験計画届書が厚生労働省に受理されて30日あるいは14日を経過した後でなければ、被験者を治験に参加させてはならない。

第4章 治験の実施及び管理

(治験分担医師等の管理)

- 第24条 治験責任医師は、治験分担医師及び治験協力者の氏名並びにその業務の一覧表を病院長に提出しなければならない。
- 2 治験責任医師は、治験分担医師及び治験協力者に対し、十分な情報を提供し、指導及び監督を行わなければならない。

〈第1項〉

- 1 治験責任医師は、治験の適正な実施に必要な人員を確保し、計画を完遂できる体制を、診療科(部)長の合意のもとに整えなければならない。
- 2 治験責任医師は、以下を保証する。
 - (1) 治験分担医師が適正に実施する知識、経験及び能力があり、第3条の要件を満たしていること。
 - (2) 治験協力者が第4条の要件を満たしていること。
 - (3) 治験分担医師及び治験協力者がこのガイダンス第5条第1項及び第2項の教育・訓練を受けていること。
- 3 治験責任医師は、第2条第1号、第3条、第4条並びに第5条を満たすことを確認の上で作成した治験分担医師及び治験協力者とその業務の一覧表（治験分担医師・治験協力者リスト）を病院長に提出する。
- 4 病院長は、治験事務局にて治験責任医師及び治験責任医師より提出された治験分担医師及び治験協力者とその業務の一覧表（治験分担医師・治験協力者リスト）にて指名された者が第2条第1号、第3条、第4条並びに第5条を満たすことが確認された上で、了承するものとする。また、了承した旨を記した通知書（当該治験分担医師・治験協力者リストの写し）を治験責任医師に送付する。
- 5 病院長は、治験事務局が治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者の要件並びに教育受講状況を確認した記録及び了承した旨を記した通知書（当該治験分担医師・治験協力者リストの写し）を保存する。
- 6 治験責任医師は、人事異動等による治験責任医師等の変更がある場合には治験事務局

に事前に連絡する。

- 7 治験責任医師は、治験分担医師や治験協力者との業務内容に変更が生じた場合は変更した書類を病院長に提出する。提出された際の病院長の対応は第4号及び第5号のとおりとする。ただし、治験分担医師及び治験協力者の所属のみが変更された場合は要件並びに教育受講状況を確認した書類は作成不要とする。

〈第2項〉

- 1 治験責任医師は、治験実施前に治験分担医師や治験協力者等と打合せ会を開催し、治験の内容や手順を十分に説明し、説明同意の取り方、治験使用薬の取扱い方法、健康被害への対応と有害事象報告の方法、症例報告書の作成と提出等について指導を行わなければならない。ただし、継続試験等においては、その限りではない。
- 2 治験責任医師は、治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者における治験に関する教育記録を作成し、保存する。
- 3 治験協力者は、治験にかかる医療上の賠償責任に備えるため、各医療職の賠償責任保険への加入を推奨する。

(被験者の選定)

- 第25条 治験責任医師及び治験分担医師（以下「治験責任医師等」という。）は、被験者の選定にあたり、人権保護の観点から及び治験実施計画書に定められた選択基準及び除外基準に基づき、被験者の健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、医師との依存関係、他の臨床試験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めるものの適否について慎重に検討しなければならない。
- 2 同意の能力を欠く者は、やむを得ない場合を除き、被験者として選定してはならない。
 - 3 社会的に弱い立場にある者を選定する場合は、当該者の同意が自発的に行われるよう十分な配慮を行わなければならない。

〈第2項〉

- 1 同意の能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、原則として被験者としない。

〈第3項〉

- 1 「社会的に弱い立場にある者」とは、参加に伴う利益又は参加拒否による上位者の報復を予想することにより、治験への自発的参加の意思が不当に影響を受ける可能性のある者を指す。

る個人。例えば、階層構造を有するグループの構成員としての医・歯学生、薬学生、看護学生、病院及び検査機関の下位の職員、製薬企業従業員並びに被拘禁者等がある。その他の例として、不治の病に罹患している患者、養護施設収容者、失業者又は貧困者、緊急状態にある患者、少数民族集団、ホームレス、放浪者、難民、未成年及び治験参加の同意を表明する能力のない者があげられる。

(同意の取得)

- 第26条 治験責任医師等は、被験者が治験に参加する前に、被験者又はその代諾者に対して、治験審査委員会の承認を受けた説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得なければならない。
- 2 治験責任医師等は、被験者となるべき者が同意の能力を欠くこと等により同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、被験者となるべき者の代諾者の同意を得るものとする。ただし、当該被験者に対して治験薬の効果を有しないと予測される治験においては、治験実施計画書に第14条第3項に掲げる事項が記載された場合を除き、同意を得ることが困難な者を治験に参加させてはならない。
 - 3 治験責任医師等は、前項の規定により被験者となるべき者の代諾者の同意を得た場合は、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と被験者との関係についての記録を作成しなければならない。
 - 4 説明文書を読むことができない被験者となるべき者（被験者となるべき者の代諾者の同意を得る場合にあっては、代諾者。以下この条において同じ。）に対する説明及び同意は、治験責任医師等及び治験協力者以外の立会人を立ち会わせた上で、行わなければならぬ。
 - 5 治験責任医師等は、説明文書の内容その他治験に関する事項について、被験者となるべき者に質問をする機会を与え、かつ、当該質問に十分に答えなければならない。
 - 6 同意文書には、説明を行った治験責任医師等及び被験者となるべき者が署名し、各自日付を記入する。なお、補足的な説明を行った治験協力者及び第4項に規定する立会人も同様とする。
 - 7 治験責任医師等は、前項の同意文書の写しを被験者（被験者となるべき者の代諾者の同意を得た場合にあっては、代諾者。第28条において同じ。）に渡さなければならない。

〈第1項〉 〈第2項〉 〈第5項〉

- 1 同意を得る前に、被験者となるべき者が質問をする機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、治験責任医師等又は補足的説明者としての治験協力者は、すべての質問に対して被験者となるべき者が満足するよ

う答えなければならない。

- 2 治験責任医師等及び治験協力者は、治験への参加又は参加の継続に関し、被験者に強制したり、又はその判断に不当な影響を及ぼしてはならない。

〈第7項〉

- 1 同意文書は治験責任医師が保存し、同意文書写しは説明文書とともに被験者に渡さなければなければならない。

(緊急状況下における救命的治験)

第27条 治験責任医師等は、治験実施計画書に第14条第3項に掲げる事項が記載された治験においては、次の各号のすべてに該当する場合に限り、被験者となるべき者及びその代諾者の同意を得ずに当該被験者となるべき者を治験に参加させることができる。

- (1) 被験者となるべき者に緊急かつ明白な生命の危険が生じていること
- (2) 現在における治療方法では十分な効果が期待できること
- (3) 被験薬の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあると認められること
- (4) 予測される被験者に対する不利益が必要な最小限度のものであること
- (5) 代諾者と直ちに連絡を取ることができないこと

- 2 治験責任医師等は、前項に規定する場合には、速やかに被験者又はその代諾者に対して当該治験に関する事項について適切な説明を行い、当該治験への参加について文書により同意を得なければならない。

(新たな情報に基づく再同意の取得)

第28条 治験責任医師等は治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思に影響を与えるものと認める情報を入手した場合は、直ちに当該情報を被験者に提供し、これを文書により記録するとともに、治験に継続して参加するかどうかを確認しなければならない。

- 2 治験責任医師は、前項の場合において、当該内容について説明文書を改訂する必要があると認めたときは、速やかに説明文書を改訂し、病院長に報告するとともに、治験の参加の継続について改めて被験者の同意を得なければならない。

(他科・他院への通知)

第29条 治験責任医師等は、被験者が他の医師により治療を受けている場合には、同意の下に、被験者が治験に参加する旨を当該他の医師に通知しなければならない。

- 1 治験責任医師等は、被験者が治験に参加中は、当該被験者が治験参加中であることを院内の治験関係者に通知し、また、被験者には受診時に提示する「治験参加カード」等を交付するなどの措置を講ずる。

(治験薬の品質確保)

第30条 治験責任医師は、治験薬の品質の確保のために、「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準（治験薬GMP）」（平成20年7月9日付薬食発第0709002号）に適合した製造所において製造された治験薬を用いて治験を実施しなければならない。ただし、拡大治験を実施する場合にあっては、本院において在庫として保管する医薬品の中から、治験薬として使用する医薬品を選定させること又は治験責任医師自ら選定することができる。

- 1 治験薬を治験薬提供者から入手する場合は、治験責任医師は、治験薬の品質確保並びに入手時期・入手方法について、治験薬提供者との間で、文書等により明確な取り決めを行わなければならない。

(治験薬又は治験使用薬の管理)

第31条 治験責任医師は、治験薬の容器又は被包に次に掲げる事項（拡大治験を実施する場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項に限る。）を邦文で記載しなければならない。

- (1) 治験用である旨
 - (2) 治験責任医師の氏名及び住所
 - (3) 化学名又は識別記号
 - (4) 製造番号又は製造記号
 - (5) 貯蔵方法、有効期間等を定める必要があるものについては、その内容
- 2 治験責任医師は、治験薬に添付する文書、その治験薬又はその容器もしくは被包(内袋を含む。)には、次に掲げる事項を記載してはならない。ただし、被験者、治験責任医師等若しくは治験協力者が被験薬及び対照薬の識別をできない状態にしていない治験薬を用いる治験又は拡大治験を実施する場合にあっては、この限りでない。
- (1) 予定される販売
 - (2) 予定される効能又は効果
 - (3) 予定される用法又は用量
- 3 治験責任医師は、被験者、治験分担医師及び治験協力者が被験薬及び対照薬の識別をできない状態で入手した治験薬について、緊急時に、治験分担医師が被験薬及び対照薬の識別を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならない。
- 4 治験責任医師は、治験薬の輸送及び保存中の汚染及び劣化を防止するため必要な措置を講じておかなければならない。
- 5 治験責任医師は、治験薬又は治験使用薬に関する次に掲げる記録を作成し、又は入手しなければならない。
- (1) 治験薬の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験薬の安定性等の品質に関する試験の記録
 - (2) 治験使用薬を入手し、又は治験薬提供者から提供を受けた場合はその数量及び年月日の記録
 - (3) 治験使用薬の処分の記録
- 6 治験責任医師は、治験の実施の承認後遅滞なく、第12条第1項第4号に規定する治験使用薬の管理に関する手順書を治験薬管理者（治験使用薬の管理を行う者をいう。以下同じ。）に交付しなければならない。
- 7 治験責任医師は、必要に応じ、治験薬の溶解方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験分担医師、治験協力者及び治験薬管理者に交付しなければならない。なお、医療機器の治験もしくは再生医療等製品の治験の場合、必要に応じ、これらの者に教育訓練を行わなければならない。

〈第1項〉

- 1 国際共同治験において複数の国や地域に英文で記載された共通の治験薬を用いる場合であって、治験実施計画書にその旨を記載し、治験審査委員会の承認を得たものについては、治験薬の容器又は被包への記載事項は英文で差し支えないこと。なお、英文で記載する場合には、別途、邦文で記載された治験薬の溶解方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、治験薬管理者に交付するなど治験薬を適切に管理するための必要な措置を講じておくこと。また、多施設共同治験を実施する場合であって、治験実施計画書に、治験責任医師又は治験調整医師の氏名及び住所を記載する旨を記載し、治験審査委員会の承認を得たものについては、治験責任医師又は治験調整医師の氏名及び住所を記載することで差し支えないこと。

〈第1項〉〈第2項〉

- 1 治験薬を治験薬提供者から入手する場合は、治験薬提供者に治験薬に添付する文書、治験薬の容器又は被包への記載について協力を求めるこ。

〈第5項〉

- 1 治験薬の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験薬の安定性等の品質に関する試験の記録内容が確認できる文書がある場合については、当該文書で代用することができる。

〈第6項〉

- 1 治験使用薬の管理に関する手順書には、治験使用薬の受領、取扱い、保管、処方、未使用治験使用薬の被験者からの返却、未使用治験使用薬の処分が適切かつ確実に行われるよう、治験使用薬の管理に関わる者が従うべき事項を規定しなければならない。
- 2 治験責任医師は、病院長による実施の承認を受け、規制当局に治験計画の届出が受理されるまで、治験薬の提供を受けてはならない。ただし、平成15年5月15日医薬発第0515017号医薬局長通知「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律の一部の施行について」の記のⅢの(2)のイに掲げる薬物にあっては、病院長との合意等を交わし、治験計画の届出提出後30日を経過した後でなければ、治験薬の提供を受けてはならない。なお、医療機器の治験の場合、治験機器の提供に際して、組み立て、据え付けが必要な治験機器であって、その作業が終了しなければ臨床で使用できないものについては、組み立て、据え付けが終了するまでは治験機器として提供したとはみなされない。

(治験薬管理者)

第32条 病院長は、薬剤師の中から治験薬管理者を選任する。ただし、病院長が適切と認めた場合は、当該治験の治験責任医師を治験薬管理者として選任するものとする。

2 病院長は、必要に応じて治験薬管理者を補助する者を選任する。

〈第1項〉

- 1 本院における治験使用薬の管理責任は、病院長が負う。
- 2 治験薬管理者は臨床研究推進センター薬剤師の中より病院長が指名する。また、治験使用薬が麻薬の場合は麻薬管理者を治験薬管理者として指名し、指名記録を作成する。
- 3 治験責任医師が治験使用薬を管理することを希望する場合は、治験責任医師は病院長へ治験使用薬等を医師が管理することにかかる申請書を提出し、病院長の了承をもって治験薬管理者の指名記録とする。

〈第2項〉

- 1 治験薬管理者を補助する者を選任する場合は、病院長は、治験薬管理者を補助する者の指名記録を作成する。

(治験薬管理者の業務)

第33条 治験薬管理者は、第12条第4号に規定する治験使用薬の管理に関する手順書に従い、次に掲げる業務を行う。ただし、本院が在庫として保管するものの中から使用する治験使用薬については、本院において定められた手順に従うものとする。

- (1) 治験使用薬の受領及びそれに対する受領書の発行
- (2) 治験使用薬の在庫管理（保管、管理及び払出し）
- (3) 治験使用薬の管理に関する記録の作成
- (4) 被験者ごとの使用状況の把握及びその記録の作成
- (5) 未使用治験使用薬（被験者からの未使用返却治験使用薬、使用期限切れ治験使用薬、欠陥品を含む）の治験責任医師（又は手順書に定める者）への返却又はそれに代わる処分及び未使用治験使用薬返却書の発行
- (6) 治験実施計画書に定められた量の治験使用薬が被験者に正しく投与されているか否かの確認

- 1 治験薬管理者は、治験使用薬の出納について異常所見を認めた場合、速やかに病院長に報告しなければならない。

(服薬指導等)

第34条 治験責任医師等は、治験使用薬の適正な使用方法を被験者に説明し、かつ、必要に応じ、被験者が治験使用薬を適正に使用しているか否かを確認しなければならない。

- 1 治験責任医師等は、治験使用薬の正しい使用方法を各被験者に説明、指示し、当該治験にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。

(症例報告書)

第35条 治験責任医師等は、正確に症例報告書を作成し、氏名を記載しなければならない。治験分担医師が症例報告書を作成した場合は、治験責任医師はその内容を確認し、氏名を記載しなければならない。

- 2 治験責任医師等は、症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、その日付及び氏名を記載しなければならない。

〈第1項〉

- 1 治験責任医師等は、病院外に提出する症例報告書等の報告においては、被験者の識別に治験責任医師が設定した被験者識別コードを用いるなど、被験者のプライバシー保護に配慮しなければならない。

〈第2項〉

- 1 治験責任医師等は、症例報告書の変更又は修正に当たり、手引きに従うこと。症例報告書のいかなる変更又は修正にも日付及び氏名の記載がなされ、重大な変更又は修正については説明を記載すること。また、変更又は修正は当初の記載内容を不明瞭にするものであってはならない。

(逸脱の報告)

- 第36条 治験責任医師等は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して、治験を実施しなければならない。
- 2 治験責任医師等は、承認された治験実施計画書から逸脱した行為をすべて記録しなければならない。
 - 3 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかった場合には、その旨及びその理由を記載した文書を直ちに病院長に提出しなければならない。

〈第1項〉

- 1 治験の事務的事項（例：実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関の所在地又は電話番号の変更、モニターの変更）のみに関する変更である場合には、治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。

〈第3項〉

- 1 被験者の緊急の危険を回避するための医療上やむを得ない逸脱又は変更を行った場合、治験責任医師は、可能な限り早急に、逸脱又は変更の内容とその理由、並びに、治験実施計画書の改訂が適切な場合にはその案を病院長に提出し、病院長を経由して治験審査委員会に報告しなければならない。

(逸脱による中止)

- 第37条 治験責任医師は、GCP省令又は治験実施計画書に違反することにより治験の適正な実施に支障を及ぼしたと認める場合（被験者の緊急の危険を回避するための逸脱の場合を除く。）には、治験を中止しなければならない。

- 1 不遵守のため治験を中止した場合には、治験責任医師は規制当局に速やかに報告しなければならない。

(有害事象発生時の取扱い)

第38条 治験責任医師等は、有害事象を認めたときは、直ちに適切な措置を行うとともに、有害事象に対する治療が必要となった場合は、被験者にその旨を伝えなければならない。

- 1 治験責任医師等は、補償の手順書に従い対応する。
- 2 本院にて健康被害の治療を行った場合でその治療費が治験責任医師により補償されない場合においては、治験責任医師等は、本院で定めた「医師主導の治験並びに自主臨床試験等における患者の費用負担の取扱要領」に従い、取り扱うものとする。

(重篤な有害事象の報告)

第39条 治験責任医師は、次に掲げる重篤な有害事象が発生した場合は、直ちに病院長に報告するとともに、治験薬提供者及び他の実施医療機関の治験責任医師に通知しなければならない。

- (1) 死亡又は死亡につながるおそれ
- (2) 治療のための入院又は入院期間の延長
- (3) 障害又は障害につながるおそれ
- (4) 前三号に準じて重篤である症例（その他の医学的に重要な状態）
- (5) 後世代における先天性の疾病又は異常

- 1 治験責任医師は、重篤な有害事象が発生した場合は、治験使用薬との因果関係の有無に係わらず、直ちに文書により病院長に報告し、治験の継続の可否について病院長の指示を受けなければならない。必要に応じてさらに追加の報告を行う。
- 2 治験責任医師は、治験期間中のすべての重篤な有害事象だけでなく、治験終了（中止）後の治験使用薬との関連性が疑われる重篤な有害事象についても報告しなければならない。
- 3 死亡又は死亡につながるおそれ至った場合は、速やかにその概略について、別途、臨床研究推進センターを経由して病院長に報告する。

(副作用情報等の収集と報告)

- 第40条 治験責任医師は、治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を継続的に収集・評価し、病院長に対し、これを提供しなければならない。
- 2 治験責任医師は、治験使用薬について医薬品医療機器等法施行規則第273条に規定する事項を知ったときは、直ちにその旨を病院長(多施設共同で治験を実施する場合は他の実施医療機関の治験責任医師を含む。)に通知するとともに、同条に規定する期間内に厚生労働大臣への報告を行わなければならない。
- 3 治験責任医師は、治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び治験薬概要書を改訂しなければならない。

<第2項>

- 1 治験責任医師が行う厚生労働省への副作用報告期間は、原則、治験計画届書の初回提出日から、終了届書又は中止届書あるいは開発中止届書を提出するまでの期間とする。ただし、終了届書又は中止届書を提出した後、当該成分における承認申請が引き続き行なわれる場合は、承認申請を行う製造販売業者と協議する。
- 2 治験使用機器においては医薬品医療機器等法施行規則第274条の2、治験使用製品については同規則第275条の3にしたがう。

(変更申請)

- 第41条 治験責任医師は、治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提供すべき文書を最新のものにしなければならない。

- 1 治験責任医師は、治験の申請時の審査に用いたその他の書類に追加、更新又は改訂等の変更があった場合は、速やかに病院長に提出する。病院長は治験審査委員会が審査対象とする資料を治験審査委員会へ提出する。治験責任医師は変更の適否について治験審査委員会の意見に基づく病院長の指示を受けなければならない。
- 2 治験責任医師の変更は、厚生労働省に対して治験計画届の変更ではなく新規の治験計画の届出を要することから、これを行うことはできない。ただし、多施設共同治験において連名で届出を行った場合又は治験調整医師が代表して届出を行った場合にあっては、治験責任医師の変更は治験責任医師の連名で又は治験調整医師が代表して治験計画届の

変更届を行うことができる。この場合は、厚生労働省に対する変更届を提出する前に治験責任医師の変更を病院長に申請し、治験審査委員会の意見に基づく病院長の承認を受けること。

(実施状況報告)

第42条 治験責任医師は、実施中の治験において少なくとも年1回、病院長に実施状況報告書を提出するとともに、治験の継続の可否について病院長の指示を受けなければならぬ。

(モニタリングの実施)

第43条 治験責任医師は、治験審査委員会の意見を踏まえて、第12条第1項第8号に規定するモニタリングに関する手順書に従って、モニタリングを実施させなければならない。

- 2 治験責任医師は、本院に所属する者をモニターに指定する場合には、当該治験の実施（実施の準備及び管理を含む。）に従事しない者を選任する。
- 3 モニタリングは実地にて行わなければならない。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合は、この限りではない。

〈第1項〉 〈第3項〉

- 1 治験責任医師は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上が図られていること、治験が最新の治験実施計画書及びGCP省令を遵守して実施されていること、報告された治験データ等が正確かつ完全で原資料等の治験関連記録に照らして検証できることを確認するため、モニタリングを実施させること。
- 2 治験責任医師は、治験のモニタリングの実施に当たって、優先順位を考慮し、リスクに基づく体系的な取組みを策定すること。治験責任医師は、オンサイトモニタリング、オンサイトモニタリングとオフサイトモニタリングや中央モニタリングの組合せ又は、正当な場合には、オフサイトモニタリングや中央モニタリングを選択することができる。治験責任医師は、選択したモニタリング戦略の根拠をモニタリング計画書への記載等、文書化すること。
- 3 モニタリングに関する手順書には、モニターを選定するための手続き（モニターの要件を含む。）、モニタリングの具体的な方法（モニタリング計画書で示すことも可能。）、モニタリング報告書の取扱い等が含まれていること。

- 4 本院で実施する治験のモニターは、次の事項が当該治験及び本院に関して適切かつ必要である場合には、治験責任医師の要求に従ってそれらを行うことにより、治験が適正に実施され、必要な事項が正確に記録されていることを保証すること。
- (1) 本院及び治験責任医師が治験を適切に実施するのに求められる要件を満たし、それが治験期間を通して維持されていること、また検査室や必要な装置及びスタッフを含む設備が、治験を安全かつ適正に実施するのに十分であり、それが治験期間を通して継続されていることを確認すること。
- (2) 治験使用薬に関し下記の点を確認すること。
- ① 保存期間、保存条件が許容できるものであり、治験期間を通して十分な量が入手されていること。
 - ② 治験使用薬が適格な被験者のみに、治験実施計画書で規定された用量で投与されていること。
 - ③ 被験者に対し、治験使用薬の適正な使用、取扱い、保存及び返却に関して必要な指示が与えられていること。
 - ④ 本院での治験使用薬の取扱い、保管及び管理が本基準及び治験責任医師の定めるところに従って適切に行われ、記録されていること。なお、治験薬以外の治験責任医師が作成した若しくは入手した、又は治験薬提供者から提供を受けた以外の治験使用薬であって、本院が在庫として保管するものの中から使用する治験使用薬については、治験責任医師によって、本院において定められた取扱い、保管、管理、処方等にかかる手順等に基づき対応されていること。
- (3) 治験責任医師等が病院長の指示、決定及び承認された治験実施計画書に従って治験を実施していることを確認すること。
- (4) 各被験者から、治験に参加する前に、治験への参加について自由意思による同意が文書により得られていることを確認すること。
- (5) 治験責任医師が治験を適正に実施し、本基準を遵守するのに必要な治験薬概要書又は科学的知見を記載した文書の最新版等すべての文書及びその他の供給物を受領していることを確認すること。
- (6) 病院長、治験分担医師、治験協力者及び治験薬管理者等が治験について十分情報を得ていることを確認すること。
- (7) 治験責任医師、治験分担医師、治験協力者及び治験薬管理者等が治験実施計画書及び他の合意文書に基づいて治験における各々の役割を果たしており、このような役割を事前に取り決められた者以外に委任していないことを確認すること。
- (8) 治験責任医師等が適格な被験者のみを治験に組み入れていることを確認すること。
- (9) 正確かつ完全で、最新に至る原資料等のすべての治験関連記録が作成、保存されていることを確認すること。
- (10) 病院長、治験責任医師等が本基準で要求されるすべての報告、通知及び提出を行い、

それらの文書が正確、完全で、適切な時期に行われ、読みやすく、日付が記載されており、該当する治験を識別できることを確認すること。

- (11) 症例報告書の内容と原資料等の治験関連記録類を相互に照合し、これらが正確であることを確認すること。その際、モニターは特に次の点を確認すること。
- ① 治験実施計画書が要求するデータが症例報告書に正確に記載され、それらが原資料と一致していること。
 - ② 用量又は治療法の変更があった場合には、そのすべてが各々の被験者について記録されていること。
 - ③ 有害事象、併用療法及び併発症が治験実施計画書に従って症例報告書に記載されていること。
 - ④ 被験者が規定どおりに来院しなかった日、実施されなかった試験及び検査が症例報告書に明確に記載されていること。
 - ⑤ 登録された被験者のすべての中止例、脱落例が症例報告書に記載され、その理由等が説明されていること。
- (12) 治験責任医師に、症例報告書の記載ミス、記載漏れ又は判読不能事項をすべて知らせること。また、適切な修正、追記又は削除がなされ、日付が記入され、それらが重大な場合にはその理由等が説明されており、かつ治験責任医師又は症例報告書を作成した治験分担医師によって、氏名の記載がされていることを確認すること。
- (13) すべての有害事象が、治験実施計画書、治験審査委員会及びこの規程によって要求されている期間内に適切に報告されていることを確認すること。
- (14) 本院において保存すべき文書又は記録をそれぞれの保存責任者が保存していることを確認すること。

〈第2項〉

- 1 治験責任医師は、治験を十分にモニタリングするために必要な科学的及び臨床的知识を有するモニターを指名すること。

(モニタリング結果の報告)

第44条 モニターは、モニタリングの結果、本院における治験がGCP省令又は治験実施計画書に従って行われていないことを確認した場合は、その旨を直ちに治験責任医師に報告しなければならない。

2 モニターは、モニタリングを実地にて実施したときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を治験責任医師及び病院長に提出しなければならない。

- (1) モニタリングを行った日付
- (2) モニターの氏名
- (3) モニタリングの際に説明等を聴取した治験責任医師等の氏名
- (4) モニタリングの結果の概要
- (5) 前項の規定により治験責任医師に報告した事項
- (6) 前号に規定する事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見

〈第1項〉

1 必要に応じて、この規程第36条に従い、治験責任医師に逸脱等に関する報告書を病院長に提出するように告げなければならない。

(監査の実施)

- 第45条 治験責任医師は、監査に関する計画書を作成し、治験審査委員会の意見を踏まえて、当該計画書及び第12条第1項第9号に規定する監査に関する手順書に従って監査を実施させなければならない。
- 2 治験責任医師は、本院に所属する者を監査担当者に指定する場合には、当該治験の実施（実施の準備及び管理を含む。）及びモニタリングに従事しない者を選任する。
- 3 監査担当者は、監査を実施した場合は、次に掲げる事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを治験責任医師及び病院長に提出しなければならない。
- (1) 監査担当者の氏名
 - (2) 報告書作成日
 - (3) 被監査部門名
 - (4) 監査の対象
 - (5) 監査実施日
 - (6) 監査結果（必要な場合は改善提案を含む）
 - (7) 当該報告書の提出先

〈第1項〉

- 1 監査の目的は、治験の品質保証のために、治験がGCP省令、治験実施計画書、及び手順書を遵守して行われているか否かを、通常のモニタリング及び治験の品質管理業務とは独立・分離して評価することにある。
- 2 治験責任医師は、治験のシステム及び個々の治験に対する監査のそれぞれについて、監査担当者の要件、監査の対象、監査の方法及び頻度並びに監査報告書の様式と内容を記述した監査手順書を作成しなければならない。
- 3 治験責任医師は、監査が当該手順書及び当該手順書に基づいた監査計画に従って行われることを保証しなければならない。
- 4 治験のシステムに対する監査は、実施医療機関及び治験の実施に係わるその他の施設における治験のシステムが適正に構築され、かつ適切に機能しているか否かを評価するために行う。
- 5 個々の治験に対する監査は、当該治験の規制当局に対する申請上の重要性、被験者数、治験の種類、被験者に対する治験の危険性のレベル及びモニタリング等で見出されたあらゆる問題点を考慮して、実施医療機関及び治験の実施にかかるその他の施設に対する監査の対象及び時期等を決定した上で行う。

〈第2項〉

- 1 治験責任医師は、教育・訓練と経験により監査を適切に行いうる要件を満たしている者を監査担当者として指名しなければならない。

(直接閲覧への協力)

第46条 病院長は、治験責任医師が第43条及び第45条の規定により実施させるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び規制当局による調査に協力し、求めに応じ原資料等の治験に関する記録を閲覧に供する。

- 1 治験責任医師は、モニタリング、監査並びに治験審査委員会及び規制当局による調査を受け入れ、求めに応じ原資料等のすべての治験関連記録を直接閲覧に供する。

(治験の継続)

第47条 病院長は、承認した治験について次に掲げる場合は、その継続の可否について、第20条及び第21条の規定を準用して取り扱うものとする。

- (1) 被験者に対する緊急の危険を回避する等医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更が生じた場合
- (2) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更が生じた場合
- (3) 重篤で予測できない副作用等の報告を受けた場合
- (4) 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報が生じた場合
- (5) 治験期間中、審査の対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合
- (6) 本院被験者における重篤な有害事象の発生の報告を受けた場合
- (7) 治験実施状況報告を受けた場合
- (8) モニタリングの報告又は監査の報告を受けた場合

- 1 病院長は、治験の継続の可否についての治験審査委員会の意見が治験を継続して行うことが適当でない旨である場合は、治験の実施を中止させなければならない。

(治験の中止等)

- 第48条 治験が何らかの理由により中止又は中断された場合は、治験責任医師は、被験者に速やかにその旨を通知し、適切な治療を行わなければならない。
- 2 治験責任医師は、治験を中止又は中断した場合、若しくは被験薬の開発中止の情報を得た場合は、病院長に速やかにその旨及びその理由を文書により報告しなければならない。
 - 3 病院長は、前項に規定する報告を受けた場合は、速やかにその旨及びその理由を治験審査委員会に文書により通知する。
 - 4 治験責任医師は、治験を終了したときは、病院長にその旨及びその結果の概要を文書により報告しなければならない。
 - 5 病院長は、前項の報告を受けた場合は、速やかにその旨及びその結果の概要を治験審査委員会に通知する。

〈第2項〉

- 1 治験薬提供者は、治験責任医師が治験を実施した被験薬にかかる医薬品についての製造販売承認申請に関する情報を治験責任医師に提供する。

(総括報告書の作成)

- 第49条 治験責任医師は、治験を終了し、又は中止したときは、総括報告書を作成しなければならない。

- 1 治験の結果等を取りまとめた総括報告書を手順書に従って作成しなければならない。
- 2 総括報告書の内容は、「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン」(平成8年薬審第335号)に従ったものでなければならない。
- 3 医療機器治験における総括報告書の構成及び内容については、ISO14155:2020の附属書Dを参照すること。
- 4 治験責任医師は、総括報告書を規制当局の求めに応じて提出できるよう保存しておかなければならない。
- 5 総括報告書には、当該治験にかかる監査証明書を添付して保存しなければならない。

(治験中止・終了の届出)

第50条 治験責任医師は、医薬品医療機器等法施行規則第270条の規定により当該届出にかかる治験を中止、又は終了したときは、その内容及び理由等を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(病院長による記録の保存)

第51条 病院長は、次に掲げる記録を保存する。

- (1) 原資料
 - (2) 契約書
 - (3) 同意文書
 - (4) 説明文書
 - (5) 治験実施計画書
 - (6) 治験審査委員会から入手した文書
 - (7) 治験使用薬の管理その他の治験にかかる業務の記録
 - (8) その他GCP省令及びこの規程により本院に従事する者が作成若しくは入手した文書又はその写し
- 2 病院長は、前項各号に規定する記録について、それぞれ記録保存責任者を定める。
- 3 第1項に規定する記録の保存期間は、原則として、次の各号のいずれか後の日までの間とする。ただし、治験責任医師から特に申し出があった場合の保存期間及び方法については、治験責任医師と協議して定めるものとする。
- (1) 当該被験薬にかかる製造販売承認取得日（開発が中止された場合は開発中止が決定された日から3年が経過した日）
 - (2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

〈第2項〉

1 本院で保存すべき治験に係わる文書等の保存責任者は、次のとおりとする。

- (1) 原資料
 - (1)-1 診療録：病歴管理責任者
 - (1)-2 診療録以外の原資料：治験責任医師（治験実施中）、治験事務局長（治験終了後）
- (2) 同意文書：治験責任医師（治験実施中）、治験事務局長（治験終了後）
- (3) 説明文書：治験責任医師（治験実施中）、治験事務局長（治験終了後）
- (4) 治験実施計画書：治験責任医師（治験実施中）、治験事務局長（治験終了後）
- (5) 治験審査委員会から入手した文書：治験事務局長

- (6) 治験使用薬の管理その他の治験にかかる業務の記録：治験薬管理者（治験実施中）、治験事務局長（治験終了後）
 - (7) その他G C P省令及びこの規程により本院に従事する者が作成、入手した文書又はその写し
 - (7)-1 治験責任医師が保存すべき文書：治験責任医師（治験実施中）、治験事務局長（治験終了後）
 - (7)-2 上記以外の文書：治験事務局長
- 2 保存責任者は、保存中の記録が直接閲覧に供せられる場合、これに自ら立ち会うあるいは適当な者を立ち会わせる。

（治験責任医師による記録の保存）

- 第52条 治験責任医師は、次に掲げる治験に関する記録を、治験薬提供者が被験薬にかかる医薬品についての製造販売承認を受ける日（第48条第2項の規定により通知したときは、通知した日から3年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいづれか遅い日までの期間、適切に保存しなければならない。
- (1) 治験実施計画書、総括報告書その他G C P省令の規定により治験責任医師が作成した文書又はその写し
 - (2) 症例報告書、治験審査委員会の意見に基づき病院長より通知された文書、その他G C P省令の規定及びこの規程より病院長又は治験分担医師から入手した記録
 - (3) モニタリング、監査その他の治験の実施の準備及び管理にかかる業務の記録（前二号及び第5号に掲げるものを除く。）
 - (4) 治験を行うことにより得られたデータ
 - (5) 第31条第5項に規定する治験薬又は治験使用薬の製造、品質、交付及び処分に関する記録
- 2 治験責任医師は前項第4号に規定するデータを必要に応じて開示しなければならない。

〈第1項〉

- 1 被験薬が製造販売承認を得た場合は、治験責任医師は、本項に拘わらず、医薬品医療機器等法施行規則第101条の規定に従って、当該被験薬にかかる製造販売承認日から5年間、保存しなければならない。ただし、医薬品医療機器等法第14条の4第1項の規定により再審査を受けなければならない医薬品で、かつ再審査が終了するまでの期間が5年を超えるものについては、再審査が終了する日までの期間、保存しなければならない。

- 2 当該記録の保存については、治験責任医師が病院長にその業務を依頼することができるものとする。当該治験責任医師が本学に所属しなくなった場合については、病院長が当該記録の保存業務を担うことができるものとする。
- 3 治験責任医師は、本院及び当該治験にかかる審査を行った治験審査委員会において保存すべき記録について、その保存の必要がなくなった場合には、その旨を病院長及び治験審査委員会の設置者に通知しなければならない。
- 4 治験責任医師は、治験薬提供者との間で、契約書等において記録の保存について取り決め又は確認を行うものとする。治験責任医師又は治験薬提供者が、海外での承認取得等の目的で、本項に定める期間よりさらに長期に記録の保存を希望する場合の扱いも同様とする。

(試料の保管にかかる責務)

第53条 治験責任医師は、当該治験に関する試料を研究目的で保管する場合は、治験実施計画書等にその手順を定めなければならない。

(秘密の保全)

第54条 治験の準備、実施又は管理の業務を行う者及びこれらの地位にあった者は、被験者の秘密を漏らしてはならない。

(G C P違反等への対応)

第55条 病院長は、治験の適正性又は研究結果の信頼を損なう又はそのおそれがある事実を知り、又は情報を得た場合には、臨床研究の不適正事案において病院長が行う対応及び措置に関する細則に従い、速やかに必要な措置を講じなければならない。この場合において、病院長が必要と判断するときは、東京大学医学部附属病院特定臨床研究運営委員会に諮るものとする。

第5章 雜則

(準用)

第56条 次に掲げる臨床試験については、この規程を準用するものとする。

- (1) 医療機器の治験
- (2) 体外診断用医薬品の治験
- (3) 再生医療等製品の治験

2 前項第1号に規定する医療機器の治験を実施する場合は、「GCP省令」とは「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第36号)を指し、「治験薬」を「治験機器」に、「治験使用薬」を「治験使用機器」に、「被験薬」を「被験機器」に、「有害事象」を「有害事象及び不具合」等に読み替えるものとする。

3 第1項第3号に規定する再生医療等製品の治験を実施する場合は、「GCP省令」とは「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成26年厚生労働省令第89号)を指し、「治験薬」を「治験製品」に、「治験使用薬」を「治験使用製品」に、「被験薬」を「被験製品」に、「有害事象」を「有害事象及び不具合」等に読み替えるものとする。

(改正における事前協議)

第57条 この規程の改正にあたっては、東京大学医学部附属病院における院内規則の制定・改廃手続きに関する規程第5条に規定する事前協議として、東京大学医学部附属病院特定臨床研究運営委員会の審議を経た上で行う。

- 1 治験事務局は、GCP省令及びこれらに関連する通知の改正があった場合、あるいは医師主導治験の運営体制の見直し等があった場合には、この規程及びガイドンスの見直しを行う。
- 2 この規程が改正された際には、東京大学医学部附属病院治験審査委員会へ報告する。
- 3 このガイドンスの改正は、東京大学医学部附属病院特定臨床研究運営委員会の審議を経た上で行う。

(その他)

第58条 この規程に定めるもののほか、治験を適正かつ円滑に実施するために必要な手順は、別に定める。

2 遺伝子治療等を行う治験を実施する場合は、この規程に加え、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成31年厚生労働省告示第48号）を遵守しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、東京大学医学部附属病院治験取扱規則（標準業務手順書）（平成28年4月1日制定）は廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に実施している治験について、廃止規則に基づき実施された必要な手続きその他の行為は、この規程に基づいて実施されたものとみなす。

- 1 このガイダンスは、令和6年4月1日から施行する。なお、このガイダンスの施行の際現に実施している治験について、廃止規則に基づき実施された必要な手続きその他の行為は、このガイダンスに基づいて実施されたものとみなす。

別添 治験責任医師が実施する業務（医師主導治験）

条（項目）	規程	ガイダンス
第6条（利益相反管理）	全項	全項
第9条（治験責任医師の責務）	全項	全項
第10条（治験調整医師及び治験調整委員会）	全項	全項
第11条（効果安全性評価委員会の設置）	全項	全項
第12条（業務手順書の整備）	全項	全項
第13条（毒性試験等の非臨床試験の実施又は試験成績の入手）	全項	全項
第14条（治験実施計画書の作成）	全項	全項
第15条（治験薬概要書の作成）	全項	(-)
第16条（説明文書の作成）	全項	全項
第17条（治験の準備及び管理の業務の委託）	全項	(-)
第18条（健康被害に対する補償措置）	全項	全項
第19条（治験実施の申請）	全項	第1項、第4項、第5項、第6項及び第7項
第23条（治験計画の届出）	全項	全項
第24条（治験分担医師等の管理）	全項	<第1項>第1項、第2項、第3項、第6項及び第7項 <第2項>第1項及び第2項
第25条（被験者の選定）	全項	<第2項>第1項
第26条（同意の取得）	全項	全項
第27条（緊急状況下における救命的治験）	全項	(-)
第28条（新たな情報に基づく再同意の取得）	全項	(-)

第29条（他科・他院への通知）	全項	全項
第30条（治験薬の品質確保）	全項	全項
第31条（治験薬又は治験使用薬の管理）	全項	全項
第32条（治験薬管理者）	(-)	<第1項>第3項
第34条（服薬指導等）	全項	全項
第35条（症例報告書）	全項	全項
第36条（逸脱の報告）	全項	<第3項>第1項
第37条（逸脱による中止）	全項	全項
第38条（有害事象発生時の取扱い）	全項	全項
第39条（重篤な有害事象の報告）	全項	第1項及び第2項
第40条（副作用情報等の収集と報告）	全項	全項
第41条（変更申請）	全項	全項
第42条（実施状況報告）	全項	(-)
第43条（モニタリングの実施）	第1項及び第2項	<第1項><第3項>第1項、第2項及び第3項 <第2項>全項
第45条（監査の実施）	第1項及び第2項	<第1項>第2項及び第3項 <第2項>全項
第46条（直接閲覧への協力）	(-)	全項
第48条（治験の中止等）	第1項、第2項及び第4項	(-)
第49条（総括報告書の作成）	全項	全項
第50条（治験中止・終了の届出）	全項	(-)
第51条（病院長による記録の保存）	(-)	全項
第52条（治験責任医師による記録の保存）	全項	全項
第53条（試料の保管に係る責務）	全項	(-)
第54条（秘密の保全）	全項	(-)